

2022年8月12日

各 位

会 社 名 株式会社パン・パシフィック・  
インターナショナルホールディングス  
代 表 者 名 代表取締役社長 CEO 吉田直樹  
コ ー ド 番 号 7532 東京証券取引所市場第一部  
本 社 所 在 地 東京都目黒区青葉台 2-19-10  
情 報 開 示 責 任 者 取締役兼執行役員 CFO 清水敬太  
電 話 番 号 03-5725-7588 (直通)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年8月12日の取締役会において、2022年9月28日開催予定の第42期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会参考書類等の電子提供制度が導入されますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 現行第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は不要になるため、これを変更し、変更案第15条(電子提供措置等)を新設するものです。
- (2) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定めるものであり、変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。
- (3) 上記の変更に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものです。
- (4) その他、必要な文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙の通りであります。

#### 3. 今後の日程(予定)

定款変更のための株主総会開催日 2022年9月28日  
定款変更の効力発生日 2022年9月28日

以上

(下線は、変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第15条 当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、<u>事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(議事録)</p> <p>第19条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載または記録する。</p> <p>附則</p> <p><u>(監査役の実任免除に関する経過措置)</u></p> <p>当社は、会社法第426条第1項の規定により、第36期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>(議事録)</p> <p>第19条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びに<u>その他法令に定める事項</u>については、これを議事録に記載または記録する。</p> <p>附則</p> <p><u>(監査役の実任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>第1条</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第36期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p><u>(電子提供措置等に関する経過措置)</u></p> <p><u>第2条</u> 会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「<u>施行日</u>」という)から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、<u>現行定款第15条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>2. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>